

平戸市国土強靭化地域計画

令和2年9月

平戸市

目 次

第1章 平戸市国土強靭化地域計画策定の趣旨、位置付け	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
第2章 平戸市の特徴、想定される大規模自然災害	3
1. 平戸市の特徴	3
2. 平戸市において想定される大規模自然災害	5
第3章 基本的な考え方	8
1. 取組みの基本的な姿勢	8
2. 想定するリスク	9
3. 目標	9
4. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	10
5. 施策分野	12
第4章 脆弱性評価と推進方針	13
1. 脆弱性の分析、評価、課題の検討	13
2. 施策分野ごとの推進方針	14
第5章 計画の推進	30
1. 施策の重点化	30
2. 計画の推進体制	32
(別紙)	
「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとの 「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、「対応方策の検討、 推進方針」、「関連個別事業」	33～92

第1章 平戸市国土強靭化地域計画策定の趣旨、位置付け

1. 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興・創生が進む中、近年では平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年西日本豪雨、令和元年台風19号など、全国各地における大規模な自然災害により、多くの尊い人命が失われ、経済的・社会的・文化的にも甚大な被害がもたらされ、大規模自然災害等に対する社会経済システムの脆さが明らかとなった。また、その後の復旧・復興も長期化しており、これまでの事後対策から、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が教訓となった。

このような状況を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国は平成26年6月に「国土強靭化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。また、長崎県においては、平成27年12月に「長崎県国土強靭化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、平成29年12月に第一回目の改定を行ったところである。

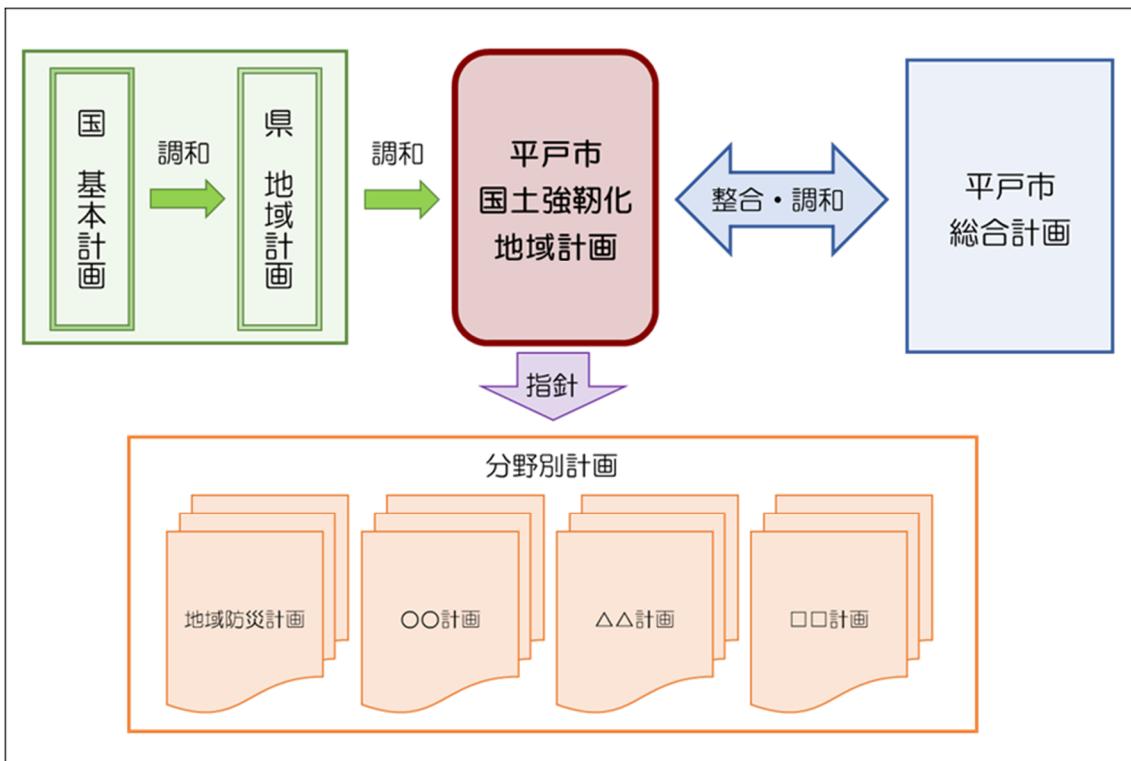
本市では、大規模自然災害に対する「脆弱性評価」を踏まえ、国や県など関係者相互の連携のもと、平戸市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「平戸市国土強靭化地域計画」（以下「平戸市地域計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

平戸市地域計画は、基本法第13条に基づき、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、国基本計画や県地域計画との調和を保ち策定するものとする。

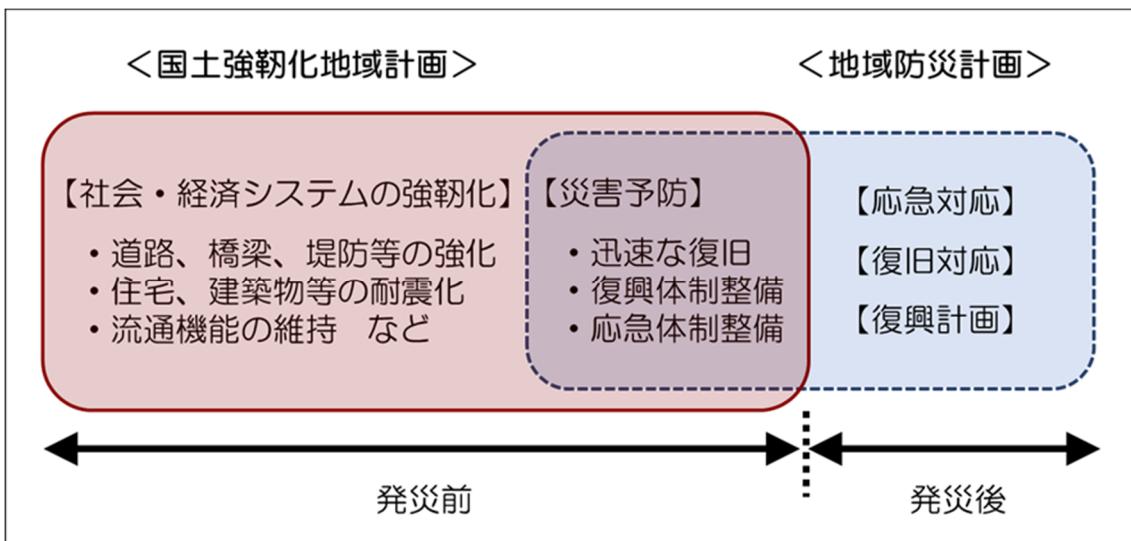
また、強靭化の観点から、平戸市総合計画との整合・調和を図るとともに、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

【(図1) 平戸市国土強靭化地域計画位置付け】



【(図2) 国土強靭化地域計画と地域防災計画との違い】

	平戸市国土強靭化地域計画	平戸市地域防災計画
発災前	脆弱性評価を踏まえ、防災・減災、迅速な復旧・復興のための具体的施策を推進	災害予防全般において、分野ごとの取組み現況と対策方針を整理
発災時・発災後	—	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策について、方針、体制、具体的取組みを整理 復旧・復興対策を整理
対象とする災害	自然災害	自然災害、原子力災害、事故災害



第2章 平戸市の特徴、想定される大規模自然災害

1. 平戸市の特徴

(1) 災害に関する特徴

長崎県の北西端平戸島、度島、高島、生月島、大島及び九州本土北部の沿岸部に位置する本市は、梅雨前線及び台風の接近による暴風、集中豪雨による水害など甚大な災害をもたらす気象現象に見舞われる可能性が大きい。

また、九州北部に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置になると北西の風が強くなり、積雪や低温による凍結等が予想され、交通障害や農産物等に被害が及ぶ。

(2) 地勢に関する特徴

本市は長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土の田平と多数の島々で構成されている。

平戸島は田平と平戸大橋により、生月島は平戸島と生月大橋により結ばれている。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみとなっている。

本市の面積は 235.10 km²であり、平坦地が少なく、起伏の多い地形となっている。

また、令和元年における年間降水量は 2,438.5mm、日平均気温 16.9℃、平均風速 3.0m/s となっている。

【出典】

※本市面積…国土地理院の「平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調」

※年間降水量、日平均気温、平均風速…気象庁の「過去気象データ検索」

(3) 社会環境に関する特徴

令和 2 年 1 月 1 日現在の本市住民基本台帳人口は 30,901 人となっており、平成 17 年の市町村合併時から約 9,000 人減となっている。

本市における合計特殊出生率は 2.40 と県内でも高い水準となっているが、若年層の市外流出に伴う子ども子育て世代の減少に伴い、出生数は平成 17 年に 236 人のところ平成 30 年は 204 人と年々減少してきている。

また本市の高齢化率は、平成 17 年 10 月に 29.0% のところ、令和 2 年 1 月は 39.6% と年々高くなっている。

本市の少子高齢化は今後も続くことが見込まれており、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所は、2025年における本市人口（国勢調査ベース）を25,964人と推計しているが、本市では人口減少対策である「平戸市総合戦略」に取り組むことにより、2025年の本市推計人口を約27,500人と展望している。

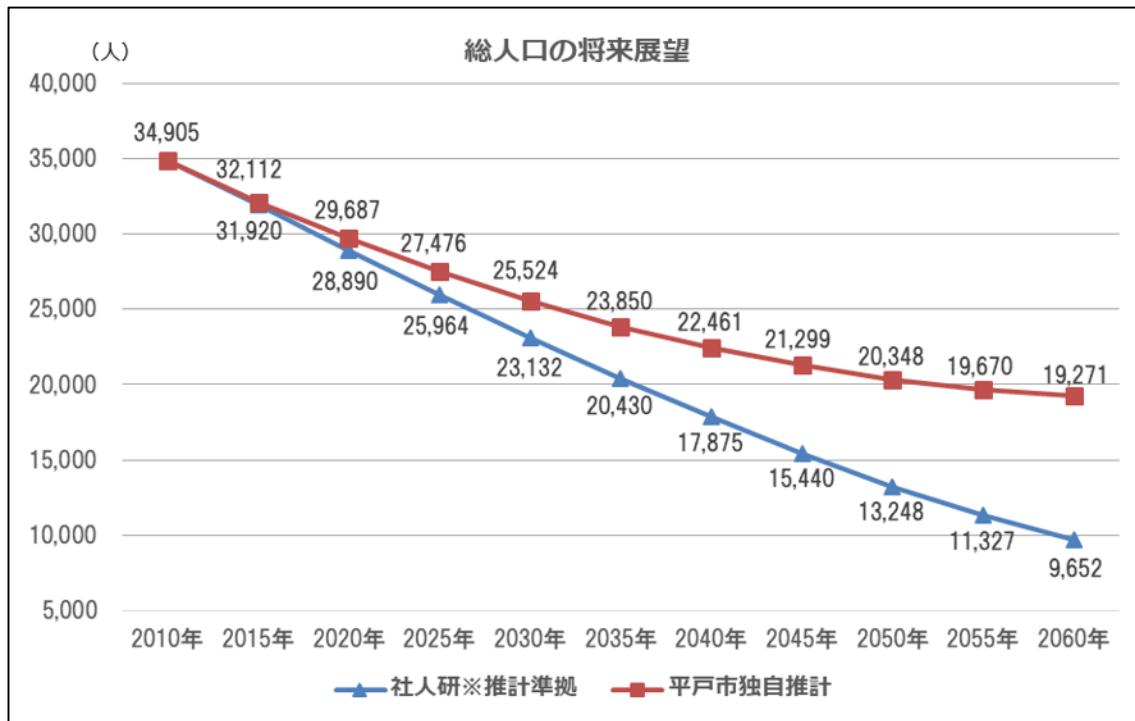
【出典】

※本市人口、出生数、高齢化率…平戸市住民基本台帳

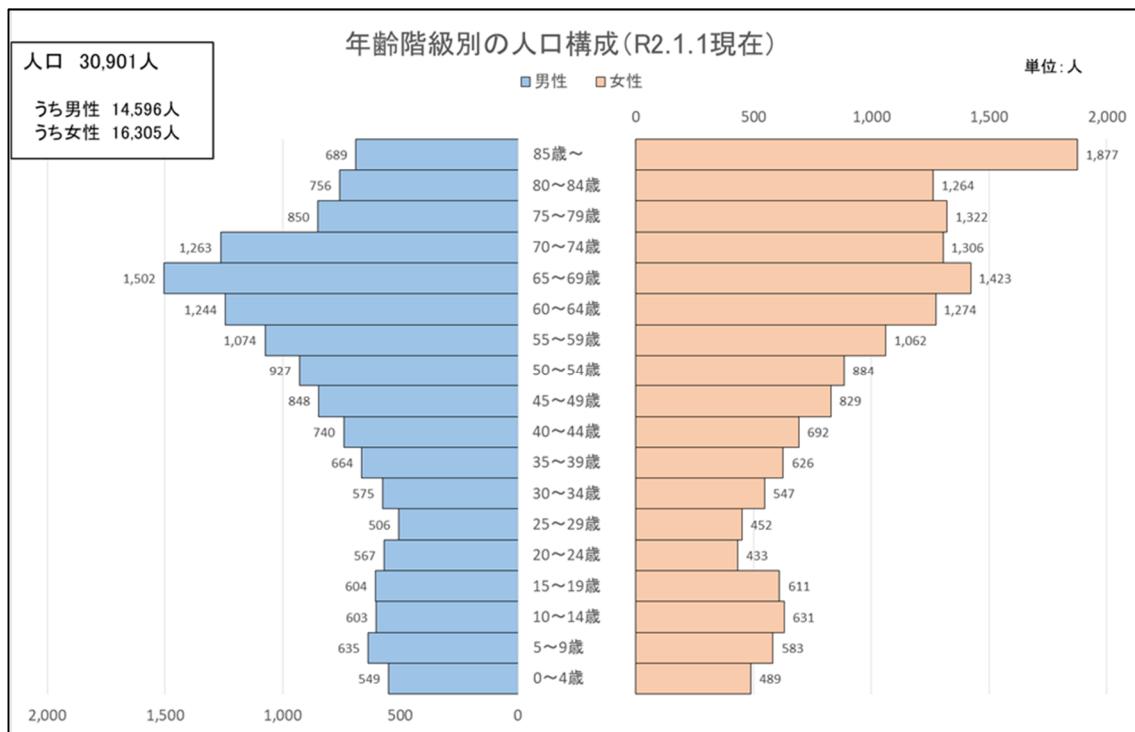
※推計人口…国勢調査ベース

※合計特殊出生率…長崎県の「平成29年衛生統計年報（人口動態編）」

【(図3)】総人口の将来展望



【(図4) 年齢階級別の人団構成(R2.1.1 現在)】



2. 平戸市において想定される大規模自然災害

(1) 大雨、豪雨

大雨の原因は梅雨前線、台風、低気圧であるが、降り始めからの降水量が100ミリを超えるときや1時間に30ミリを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生するおそれがあり、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。

また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。

降り始めからの降水量が200ミリを超えたときや1時間に50ミリを超す非常に激しい雨が降るときは、大きな土砂災害が発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。

[過去の被災事例]

○昭和53年6月豪雨

昭和53年6月20日に台風第3号が通過したあと、21日以降梅雨前線が九州付近に停滞、ぐずついた天気が続き、24日は前線の活動が活発となり、夕方には1時間最大57mmの雨となった。

この雨により大規模な地すべりが発生し、1家4人が生埋めとなり死亡した。

○平成元年9月豪雨

平成元年9月12日に記録的な豪雨に見舞われ、中南部地区を中心に市内全域に大きな被害を受けた。

重軽症者3人、家屋被害、道路・河川の決壊、かけ崩れ、田畠の流出・埋没、農畜産物などの被害総額は34億円に上った。

(2) 台風による強風、大雨、高潮、高波

台風は進行方向の左側より右側の方が風が強いため、台風の中心が長崎県西側を通過したときは特に注意が必要である。

また、台風接近時には6メートルを超える高波が発生することがあり、高潮と重なり、海水が防潮堤を乗り越え、時には破壊して浸水害を増大させる。

[過去の被災事例]

○昭和62年8月台風第12号

台風第12号は、本市にとって最も最悪なコースといわれる五島沖を通過し、市内全域が激しい暴風雨に包まれ大被害を被った。

市内全域の家屋、農地、山林、港湾、道路、河川など被害総額は56億7,900万円にのぼった。

(3) 地震、津波

長崎県が実施した地震等防災アセスメント調査においては、本市直下を震源にマグニチュード6.9、震源断層上端深さ3kmで地震が発生したと想定した場合、建物被害4,771棟、死者数19人の被害が想定されている。

(4) 渇水

平戸市の水利特性は、流路延長が短い急勾配の中小河川が多く、平地が少ないため河川の保水能力が低いことに加え、水源が農業用水との併用貯水池であるため、渇水期及び灌漑期においては取水制限を受けることがある。また、離島であるため市内及び近隣市町との水融通が難しく、過去に深刻な渇水被害を受けてきた。

[過去の被災事例]

○平成6年から7年の渇水（旧平戸市）

平成6年の梅雨の降水量が339.0ミリと平年の2分の1以下となり、降雨期である夏から秋にかけても少雨が続き、記録的な猛暑となった。平成6年の年間降水量は観測史上最低の1087.5ミリを記録、平成7年1月から3月にかけても少雨傾向は続き、深刻な渇水状況となった。

平成6年7月には野子・宮の浦地区簡易水道の水源である福良溜池が枯渇、8月上旬から同地区において断水を実施、給水車による臨時給水を開始する。8月下旬に平戸浄水場より原水（100 m³/日程度）を福良溜池へ運搬、併せて近隣の湧水水源（70 m³/日程度）から臨時揚水し平常給水に戻る。

また、平戸北部地区においても10月上旬から渇水が深刻化し、11月上旬から節水パッキンの設置（4,904件）を開始する。11月下旬には度島海底送水管が破損したため海上輸送を開始、併せて海水淡水化装置の稼働により補水する。

平戸浄水場の新たな水源の確保として、主師川（450 m³/日）、宝亀水源（250 m³/日）及び明の川内水源（80 m³/日）から補水を開始、併せて、久吹ダムからの海上輸送により支援給水（1,200 m³/日）を受け入れた。

平戸浄水場における補水及び支援給水の総水量は130,440 m³で平成6年度の総取水量の7.2%である。

○平成19年の渇水

平成19年9月以降、少雨傾向が続き年間降水量は1469.0ミリと観測史上3番目の少雨を記録、特に11月は観測史上最も少ない3ミリを記録し深刻な渇水状況となった。

これに伴い11月中旬から平戸南部地区への減圧給水を開始するとともに大瀬地区に給水タンクを仮設置し、給水車による給水を開始する。

また、12月上旬には神曾根川下流から神曾根ダムへ臨時取水を開始し水源を確保、併せて平戸北部地区・生月地区への減圧給水を開始する。

この時点の貯水率は、平戸北部地区で54.3%、平戸南部地区で19.3%と渇水がより深刻化する。

翌平成20年2月から3月にかけて、中津良川及び安満川から臨時取水を開始。その後、3月の平均を上回る185.0ミリの降雨があり、市内各地で実施していた9,268戸を対象とする減圧給水を順次解除した。

市内における補水の総水量は148,637 m³で総取水量の10.9%であった。

第3章 基本的な考え方

1. 取組みの基本的な姿勢

国土強靭化の理念を踏まえ、事前防災、減災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靭なまちづくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、本市の国土強靭化を推進する。

(1) 国土強靭化の取組み姿勢

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組合せ

災害リスクから、市民の命を守り被害を最小限に抑えるため、本市の特性に合ったハード対策及びソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進する。

非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫することが重要である。

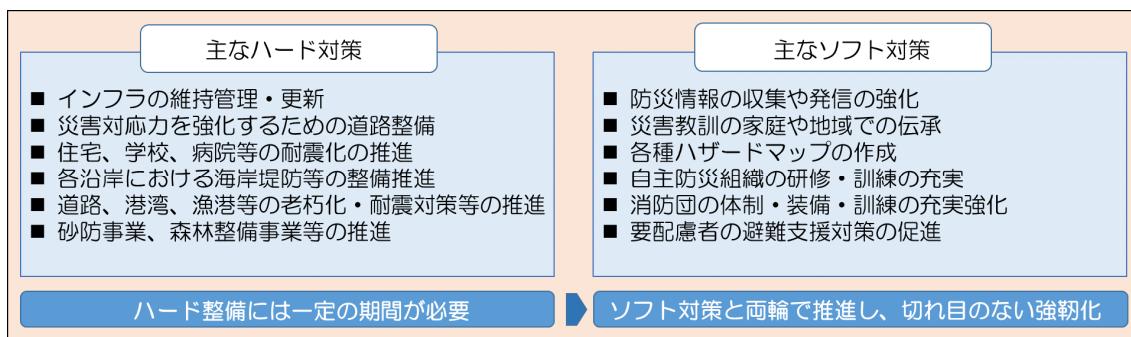
自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。

(3) 効率的な施策の推進

人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進する。

【(図5) 施策の推進】



2. 想定するリスク

平戸市地域計画において想定するリスクは、国の基本計画、県の地域計画が想定するリスクを勘案し、平戸市において想定される大規模自然災害全般とする。

3. 目標

平戸市の強靭化を総合的かつ計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定や課題の検討、対応策の検討を行うことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び本市の特性、国の基本計画、県の地域計画の目標に即するという観点を踏まえ、5つの基本目標、9つの事前に備えるべき目標を設定する。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 平戸市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興
- ⑤ 南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。
- ⑨ 離島・半島の孤立地域の発生を回避する。

4. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、「事前に備えるべき目標」に応じて「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定する。国の基本計画や県の地域計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、平戸市の特性に応じた37のリスクシナリオを設定する。

脆弱性の分析・評価、対応方策、関連個別事業の設定については、別紙のとおり。

【(図6) 平戸市が想定するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模な発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1		市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
		7-5	農地・森林等の被害による荒廃
		7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
9	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

5. 施策分野

平戸市国土強靭化地域計画に関する施策の分野は、以下の4つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

(1) 横断的分野

① リスクコミュニケーション分野

防災情報の提供や地域コミュニティなどに対し、防災・減災に対する知識の普及を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

② 老朽化対策分野

既存インフラや施設などの老朽化が進む中で、人命を守り、機能不全に陥らないよう老朽化対策、長寿命化を図る。

③ 離島・半島対策分野

離島・半島における防災拠点及び交通手段の確保を図る。

④ 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能

災害時応援協定を締結している構成都市が被災した際の支援体制の検討、緊急消防援助隊の災害対処能力の向上を図る。

(2) 個別施策分野

⑤ 行政機能/警察、消防分野

市民の生命を守り、迅速な復興を図るため、行政としての基幹機能の保持を図る。

⑥ 住宅・都市、環境分野

耐震化対策などを推進し、発災時の被害軽減を図る。

⑦ 保健医療・福祉分野

保健医療体制の連携強化及び避難所の適切な設置・運営を行う。

⑧ 産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）

防災情報の収集・発信機能の強化、被災時のエネルギー供給対策を行う。

⑨ 農林水産分野

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化を図る。

⑩ 国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流）

土砂災害や浸水対策の推進及び緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの充実を図る。

第4章 脆弱性評価と推進方針

1. 脆弱性の分析、評価、課題の検討

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靭な平戸市をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを平戸市の特徴に沿って以下に示す。

(1) 災害

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域について、防災情報、風水害、土砂災害、地震など複数のリスクに対応した総合的なハザードマップの作成が必要である。
- 災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難勧告の判断材料となるなど重要な要素であることから、気象台等関係機関との連携による情報収集や伝達体制の維持、防災行政無線の整備に合わせて平戸市防災ホームページや平戸市気象監視システムを構築しているが、このようなシステムについて情報手段の多様化に対応し多層化の検討など、一層の充実強化を図っていく必要がある。
- 無電柱化の対策が途上であること、住宅、建築物、道路、港湾等の耐震化に引き続き取り組む必要があること、救助、救急体制について必要な装備資機材の整備や通信基盤、施設の堅牢化、高度化等が進捗途上にあること等が課題である。
- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に関しては、本市は想定津波高や最大震度が太平洋側各自治体に比して低いことから、「三浦按針連携市による災害時の応援協定」を締結している臼杵市、伊東市、横須賀市をバックアップする役割も期待されるが、まずは自らが地震・津波に対して十分な強さを有することが重要である。

(2) 地勢

- 平戸島は、平戸大橋により九州本土と結ばれ、生月島は平戸島の西にあり、生月大橋で結ばれており、度島、大島の交通手段は船舶のみとなっている。

- 各地区とも平坦地は少なく、起伏の多い地形となっていることから道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐ必要がある。
- 緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークである西九州自動車道の構築、洪水、土砂災害、津波対策といった取り組みはいまだ途上であり課題がある。

(3) 社会環境

- 自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努める必要がある。
- 人口減少や高齢化による地域コミュニティの崩壊やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念される。
- 自主防災組織の育成など、自助、共助を強化する取組みの一層の充実強化や、災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実などがますます重要となってくる。

2. 施策分野ごとの推進方針

※【 】は担当課、< >は対応するリスクシナリオを示す。

(1) 横断的分野

① リスクコミュニケーション分野

- 最新の津波浸水想定区域図等を基に、ハザードマップを更新し、市民へ周知する。【総務課、建設課、水産課】<1-3>
- 過去に経験した災害から得られた教訓（災害教訓）を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に活かす方策を推進する。【総務課】<1-6>
- 想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。
【総務課、建設課、農林課】<7-3>

○自主防災組織等の地域コミュニティに対し、防災教育及び訓練を実施し、防災・減災に対する知識を普及し、災害に強いまちづくりを推進する。【総務課】<8-3>

○大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。【福祉課】<8-3>

○学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。【学校教育課】<8-3>

② 老朽化対策分野

○市立学校施設については、避難所等にも利用されることもあることから、国庫補助制度を活用しながら対策工事を推進する。

【教育総務課】<1-2>

○平戸市が管理する海岸堤防開口部において、海岸堤防の老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。また、県管理の海岸堤防開口部においても、老朽化点検や開口部の改良を促進する。【建設課、水産課、農林課】<1-3>

○市民病院は、非常用電気設備等の建築設備の老朽化が著しいため計画的な改修を実施し、生月病院においても同様に老朽化が著しく大規模改修又は建替の検討を行う。【病院局】<2-5>

○離島航路を有するすべての漁港において、旅客船ふ頭の老朽化対策を関係機関と連携しながら推進する。【水産課】<2-5、9-1>

③ 離島・半島対策分野

○離島・半島において大規模災害が発生した場合に備え、各家庭や避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。

【総務課】<3-1、9-1>

○離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災、耐震対策、漁港・港湾までのアクセス性の向上等）を促進する。

【建設課】<5-3、6-4、9-1>

○離島の港湾・漁港施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を関係機関と連携しながら検討する。

【水産課】<9-1>

○半島における交通施設の災害対応力を強化するため、幹線道路である国道・県道の整備を促進し、さらには、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、道路構造物の老朽化・耐震対策等、既存の国県道の強靭化を促進する。【建設課】<9-1>

○災害廃棄物の広域処理に関する国、県及び他自治体の検討状況について、県と情報共有を図りながら、海上輸送の大量輸送特性を活かした離島から本土への災害廃棄物輸送方策等について、災害廃棄物処理計画の適切な更新を行う。【市民課】<9-1>

④ 南海トラフ巨大地震のバックアップ機能

○南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。【消防本部】<2-4>

○「長崎県県北区域防災相互応援協定」や「三浦按針連携市による災害時の応援協定」を締結している関係自治体から大規模災害時に支援を受けられるよう、平時から交流及び情報交換を行い良好な関係を維持するとともに、南海トラフ巨大地震発生時に被害が予想される、臼杵市、伊東市及び横須賀市からの支援要請に対応できるよう体制を検討する。

【総務課、文化交流課】<3-1>

(2) 個別施策分野

⑤ 行政機能/消防分野

(行政機能)

○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。

【総務課】<1-6>

○大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぎ、「被災建築物応急危険度判定士」と「被災宅地危険度判定士」の判定活動の実施体制を確立するため、県と連携して関係団体との協定を締結している。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及

び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。【都市計画課】<1-6、8-6>

○「平戸市業務継続計画」及び「平戸市災害時支援計画」を適切に運用し、行政機能の大幅な低下を回避する。【総務課、消防本部】<2-3>

○関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。【総務課、消防本部、観光課】<2-4>

○「平戸市業務継続計画」及び「平戸市災害時支援計画」を適切に運用し、業務継続体制を強化する。また、職員研修を実施しながら内容を周知するとともに、PDCAサイクルを活用して隨時見直しを行う。

【総務課】<3-1>

○電源供給や通信回線等ライフラインの途絶に備え、庁舎等の耐災害性強化や通信手段の多層化を検討する。

【総務課、消防本部】<3-1、9-1>

○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、漁港・港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）を関係機関と連携しながら促進する。

【建設課、水産課、都市計画課】<2-3、3-1、5-3、6-4、9-1>

○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの見直し、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組みを推進する。また、他団体からの応援を円滑に受け入れるため受援体制の構築を推進する。

【総務課、消防本部】<7-2、8-2、8-3>

(消防)

○災害現場での人命救助能力を高めるため、消防本部及び消防団の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。

【消防本部】<1-2>

○消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。また、自主防災組織の育成・強化に取り組む。

【総務課、消防本部】<2-4>

○消防施設の耐震化等地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【消防本部】<2-4、3-1、8-3>

○防災拠点となる公共施設及び消防施設の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する。【総務課、消防本部】<3-1>

○民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機（大型発動発電機）、応急用電源車等の導入を視野に入れる等、消防の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。【消防本部】<4-1>

○災害現場における人命救助能力向上のため、消防隊の訓練練度向上を図るために訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。

【消防本部】<7-1、8-3>

⑥ 住宅・都市、環境分野

（住宅、建築物）

○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を県と連携して推進する。

【都市計画課】<1-1、1-2、7-2>

○空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。【都市計画課】<1-1>

○自然災害の発生時や平常時において継続して都市公園内施設の安全性を確保するため、遊具施設、休養施設、管理施設、園路広場、修景施設、建築施設における健全度を向上させる。【都市計画課】[1-2、3-1]

○社会体育施設は災害発生時には避難所として利用することから、施設の建て替えや改修など施設整備を推進する。

【生涯学習課】<1-2、3-1>

○学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備を推進する。【教育総務課】<1-2、3-1>

○文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事、火災報知器の設置工事に対する助成を実施する。【文化交流課】<1-2>

○災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地の検討を行い、仮設住宅用地の確保に努める。

【都市計画課】<8-6>

○罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書交付までの業務に精通した人材について、国の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。【税務課】<8-6>

(市街地等)

○港湾、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成支援により耐震化を関係機関と連携して推進する。

【地域協働課、建設課、都市計画課、水産課】<1-1、8-4>

○大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、市街地部における幹線道路の無電柱化を推進するとともに、電柱管理者と、倒壊した電柱の安全対策や復旧計画の情報共有など連携強化を図る。

【建設課、都市計画課】<1-1>

○市民の避難が確実に行えるよう、浸水エリアを浸水警戒区域の住民に対し周知する。また、平戸市が管理する河川の整備を計画的に進めるとと

もに、県管理施設の河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を促進する。

【総務課、建設課】<1-4>

○火災予防・被害軽減のための取組みを推進する。【消防本部】<7-1>

(上水道、下水道、ガス)

○水道施設の耐震化については、施設の耐震性能の把握とともに計画的な整備を行う。併せて、水道施設等の耐震化を促進するため、国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。【水道局】<2-1、6-2>

○市立学校については、各国庫補助制度を活用しながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。【教育総務課】<2-1>

○長期に及ぶ渇水時に不足する水道水源等を確保するため、水資源関連施設の所有者に対し用水提供の要請ができるような仕組みを構築する。

【水道局】<5-5>

○県及び各水道事業者との連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、OJT（On the Job Training：実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法）による若手技術者への技術継承と併せ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取組みを行う。【水道局】<6-2>

○大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、九州・山口9県災害時相互応援等の広域的な応援体制を維持する。

【水道局】<6-2>

○農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの老朽化対策により施設を維持し、災害時の代替処理施設の確保及び運搬処理について、民間事業者との連携を図る。

【市民課】<6-3>

○老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進していく。また、浄化槽台帳システムの導入を検討し、設置・管理状況の把握を促進する。

【市民課】<6-3>

(有害物質、災害廃棄物)

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国、県など関係機関と連携して対応する。【市民課】<7-4>
- 災害廃棄物の発生量の推計に併せ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を促進する。また、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づき国及び県に対し、助言を求めていく。【市民課】<8-1>
- 県と連携して、P C B やアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策が連動するよう災害廃棄物処理計画の適切な更新を行う。【市民課】<8-1>
- 災害廃棄物の広域処理に関する国、県及び他自治体の検討状況について、県と情報共有を図りながら、災害廃棄物輸送方策等について、災害廃棄物処理計画の適切な更新を行う。【市民課】<8-1>

⑦ 保健医療・福祉分野

(保健医療)

- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組みについて検討する。
【総務課、消防本部】<1-1、7-1>
- 被災時における大量の傷病者に対応するため、平戸市医師会及びJ M A T 長崎との連携を強化し、関係機関が開催する災害医療従事者研修会等による災害医療従事者の医療技術の向上及び災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を図る。また、市立病院においては、長崎県自治体病院災害時における医療機関相互応援に関する協定に基づき県内の自治体病院へ応援要請を行う。
【健康ほけん課・病院局】<2-5>
- 災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の整備を関係機関と連携しながら推進する。【建設課、水産課、都市計画課】<2-5>
- 災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症、食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、県の

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健所との連携を密にする。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進し、県とともに、消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築を推進する。【健康ほけん課、市民課】<2-6>

（福祉）

○各家庭、避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。

【総務課】<2-1>

○「平戸市備蓄計画」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。【総務課】<2-1>

○国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルに従い、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証する。

【福祉課】<2-2>

○避難所の運営について、次のとおり取り組む。

①警察・消防、保健所のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。

②指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。

③車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。

④避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高いSNS（公式TwitterやFacebook）を活用する。

【福祉課】<2-2>

○避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所設営・運営にあたっては、その点に配慮する。

【福祉課】<2-2>

○個別支援計画については、県内や全国の先進事例を参考にし、課題を整理したうえで、早急に着手し策定していく。また、災害福祉広域支援ネ

ットワークを構築するため、県内の福祉保健関係団体と協定を締結する。【福祉課】<2-2>

○国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」に基づき対応を事前に検討する。併せて、災害時のペット診療相談体制について県獣医師会との連携を強化する。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発する。【福祉課、市民課】<2-2>

○大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。

【福祉課、長寿介護課、こども未来課】<2-5>

○電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、発電機のレンタル会社との協定を締結するなど、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。

【総務課、教育総務課、生涯学習課、消防本部】<3-1>

○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。

【商工物産課】<7-6>

○災害対策基本法に沿った要配慮者の避難支援対策の計画・支援体制づくりを推進する。【福祉課、長寿介護課】<8-3>

○施設や医療機関の管理者が行う、入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【福祉課、長寿介護課、こども未来課、健康ほけん課】<8-3>

⑧ 産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）

（情報通信、情報伝達）

○台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や市民への情報発信の強化を図る。【総務課、建設課】<1-5>

○旅行者（外国人を含む。）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進するとともに、行政機関や消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。【総務課、消防本部】<1-6、2-3>

○土砂災害において住民に危険箇所を周知するとともに、避難行動の判断材料となる避難情報を確実に提供できるよう避難勧告等発令マニュアルに沿って適切に運用する。【総務課、建設課】<1-6>

○緊急時に迅速かつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制を構築する。

【総務課、人事課】<2-3>

○情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を関係機関と連携しながら推進する。

【建設課、都市計画課】<4-1>

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう防災行政無線の適切な運用・管理を行うとともにインターネット、SNS等の代替手段を整備する。【総務課】<4-2>

(エネルギー)

○インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、幹線道路や物資輸送の拠点となる漁港・港湾施設の防災、震災対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道等の整備を関係機関と連携しながら促進する。

【建設課、水産課】<2-5>

○燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路など輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を推進する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携を強化する。【建設課】<5-2>

○工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【商工物産課】<5-2>

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。【総務課】<5-2>

○エネルギー供給源の多様化のため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づき、本市の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

【商工物産課、農林課】<6-1>

(サプライチェーン等)

※サプライチェーン

原材料や部品の調達から製造・生産管理・販売・配送までの連続した流れ

○大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への民間事業者における取組みが促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。【商工物産課】<5-1>

※業務継続計画（BCP）

BCPは「Business Continuity Plan」の略。災害時に自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、地域防災計画の「食糧供給計画」及び「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、関係機関等と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給ができるよう体制を構築する。

【商工物産課、農林課、水産課】<5-4>

○災害発生時に市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。

【総務課、観光課、商工物産課、農林課、水産課】<7-6>

⑨ 農林水産分野

(生産基盤等)

○ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を行う。また、ため池ハザードマップの作成、周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。

【総務課、農林課】<1-5、7-3>

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。

【農林課、水産課】<5-4>

○現行の用水供給整備水準を超える渴水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等を強化するとともに、有効利用等の取組みを推進する。【農林課】<5-5>

○大規模ため池については平成26年度までに一斉点検を完了したが、その中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検を早急に実施するとともに、その結果に基づく対策を推進する。

【農林課】<7-3>

○地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林課】<7-5>

(山地、森林)

○森林整備については、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。

【農林課】<1-5、7-5>

○適切な経営や管理が行われていない森林について、経営管理権を設定し、経営に適した森林は林業経営者へ再委託するなど森林経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。【農林課】<1-5、7-5>

○山地災害のおそれがある箇所の調査結果の提供を県等から受けることにより、避難体制の整備等のソフト対策が図られるように連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備など、効果的、効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。【農林課】<7-5>

○森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティ等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸成活動等により、森林の整備・保全活動を推進する。【農林課】<7-5>

⑩ 国土保全・交通分野（国土保全、交通・物流）

（国土保全）

- 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進する。【総務課、建設課、消防本部、水産課】<1-3>
- 平戸市が管理する海岸堤防等の計画高までの整備や老朽化対策を計画的に推進し、国や県事業による海岸堤防等の整備を関係機関と連携しながら促進する。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【水産課、建設課、農林課】<1-3>
- 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた市街地幹線道路の無電柱化を関係機関が連携して推進する。【総務課、建設課、都市計画課】<1-3>
- 土砂災害警戒区域等の危険箇所を周知するためハザードマップを更新し、住民に対し災害時の避難について理解してもらえるよう、防災研修や避難訓練等を実施する。また、砂防事業、森林整備事業等のハード対策を促進する。【総務課、建設課、農林課】<1-5>
- 迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の円滑な実施に向け、引き続き地籍調査を推進する。【建設課】<8-4>
- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策や、被害軽減に資する流域減災対策を促進する。【建設課、水産課】<8-5>

（交通・物流）

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

【総務課、地域協働課、水産課、建設課】<2-1、5-1、6-4、9-1>

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、県及び建設業協会等との応急対策業務に関する協定内容を共有し連携を強化する。

【建設課】<2-1、6-4>

○民間物流施設の活用、協定の締結、BCPの策定等により、市、国、県、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援、プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集、供給体制の構築と併せ、対応手順等の検討を進める。特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、計画的な備蓄を行う。

【総務課、商工物産課、福祉課】<2-1>

○大規模災害時における物資輸送に欠かせない幹線道路について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、橋梁の耐震化・長寿命化や道路法面対策を推進する。また、高速交通ネットワーク構築のため西九州自動車道の早期完成や海上輸送の拠点港となる漁港・港湾の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化について関係機関と連携しながら推進する。

【建設課、水産課、都市計画課】<2-3>

○孤立集落が発生した場合、県防災ヘリコプターの出動を要請し、上空偵察により現状を把握し、必要に応じて物資搬送、孤立者搬送を行う。孤立集落が広域かつ多数で発生した場合は、県を通じて自衛隊等の協力を要請し、連携して対応する。【総務課】<2-3>

○山間地等における代替輸送路の情報収集に努める。

【農林課】<2-3>

○各家庭、避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間企業との協定締結など、応急用食料や生活物資等の調達のための取組みを推進する。

【総務課】<2-3>

○港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を関係機関と連携しながら検討する。

【水産課】<5-3>

○非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定等）を検討する。【総務課】<5-3>

○非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組み（代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。

【地域協働課、建設課】<5-3>

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の老朽化・耐震対策等を関係機関と連携しながら推進する。

【建設課、水産課】<5-4>

○物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築するため、西九州自動車道の重点的な整備、国・県道の計画的な整備を関係機関と連携しながら推進する。

【商工物産課、建設課】<5-4>

○避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。【水産課】<5-4>

○地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」、「耐震改修計画作成」、「改修工事」への補助事業を推進する。【都市計画課】<7-2、8-2>

○地震・津波、土砂災害等の災害時に復旧・復興を担う建設業の担い手確保・育成や建設業協会等との情報共有及び連携を強化する。

【建設課】<8-2>

○大規模地震等が発生した際、幹線道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等について関係機関等との情報共有及び連携を強化する。【建設課】<8-2>

○交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を関係機関と連携しながら促進する。【地域協働課、建設課、水産課、農林課、都市計画課】<8-4>

第5章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、17の重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

【(図7) リスクシナリオごとの重点化にあたっての指標】

〔重点化にあたっての指標〕

- (a) 過去の災害経験（土砂災害等）
- (b) 地域特性（離島・半島等）
- (c) 時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）
- (d) 緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		該当指標
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生【重点化】		d
	1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災【重点化】		d
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生		
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生【重点化】		a、b、d
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生【重点化】		d
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点化】		b、d
	2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態		
	2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生【重点化】		b
	2-4 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足【重点化】		d
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺【重点化】		b、d
	2-6 被災地における感染症等の大規模な発生		
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【重点化】		d

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		該当指標
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
		5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止【重点化】	b
		5-4	食料等の安定供給の停滞【重点化】	b、d
		5-5	異常漏水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響【重点化】	c
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止【重点化】	b
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態【重点化】	b
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	
		7-3	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	
		7-4	有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
		7-5	農地・森林等の被害による荒廃	
		7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点化】	c
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点化】	b、c
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
9	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生【重点化】	b、c、d

2. 計画の推進体制

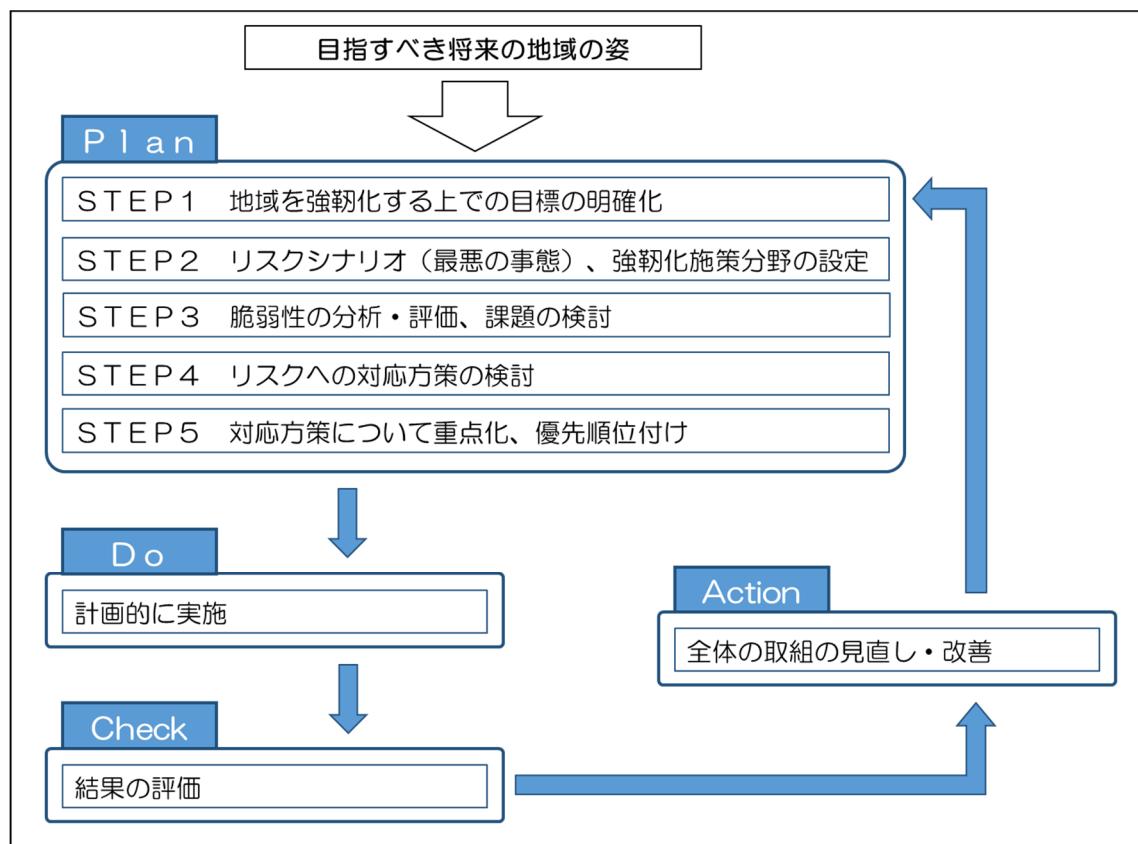
平戸市地域計画については、計画的に実施できているかどうかを評価し、全体の取組みの見直し・改善を図っていくというPDCAサイクルを循環させながら、国土強靭化の取組みを推進する。

また、今後の社会経済情勢の変化や、国及び長崎県の国土強靭化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

また、平戸市地域防災計画等、国土強靭化に係る本市の他の分野別計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、平戸市地域計画との整合を図る。

【(図8) 計画の推進体制(PDCAサイクル)】



(別紙)

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとの
「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、「対応方策の検討、
推進方針」、「関連個別事業」

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。

【[都市計画課](#)】〔再掲1-2、7-2〕

○港湾、鉄道等の交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【[地域協働課](#)、[建設課](#)、[都市計画課](#)、[水産課](#)】

○大規模自然災害が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され避難に障害となるため、電柱管理者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに市街地等における道路の無電柱化を推進する必要がある。【[建設課](#)、[都市計画課](#)】

○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【[総務課](#)、[消防本部](#)】

○市内の空き家は、実数、空き家率ともに増加し続けており、このうち老朽危険空家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。【[都市計画課](#)】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を県と連携して推進する。【[都市計画課](#)】〔再掲1-2、7-2〕

○港湾、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成支援により耐震化を関係機関と連携して推進する。【[地域協働課](#)、[建設課](#)、[都市計画課](#)、[水産課](#)】〔再掲8-4〕

○大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地について、その場所の特定及び安全性の確認のための変動予測調査に取り組む。また、大規模地震時に被害を受けやすい電柱について、市街地部における幹線道路の無電柱化を推進するとともに、電柱管理者と、倒壊した電柱の安全対策や復旧計画の情報共有など連携強化を図る。【[建設課](#)、[都市計画課](#)】

○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組みについて検討する。【[総務課](#)、[消防本部](#)】〔再掲7-1〕

○空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。【[都市計画課](#)】

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0% (R3) → 19.4% (R7) ※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7(道路延長L=350m)
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9(道路延長L=330m)
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14(道路延長L=700m)
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=100m)
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=320m)

【水産課】漁業地域の防災・減災対策

1. 直接死を最大限防ぐ

1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。 【都市計画課】 [再掲1-1、7-2]	○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を県と連携して推進する。【都市計画課】 [再掲1-1、7-2]
○都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化が必要である。【都市計画課】 [再掲3-1]	○自然災害の発生時や平常時において継続して都市公園内施設の安全性を確保するため、遊具施設、休養施設、管理施設、園路広場、修景施設、建築施設における健全度を向上させる。【都市計画課】 [再掲3-1]
○市立学校施設の耐震化率については100%となっているが、校舎42棟中25棟(約6割)が築40年を超える老朽化が著しく、外壁の剥離及び豪雨時の雨漏りなどが発生している。避難所等にも利用されることもあることから、対策工事の必要がある。【教育総務課】	○市立学校施設については、避難所等にも利用されることもあることから、国庫補助制度を活用しながら対策工事を推進する。【教育総務課】
○社会体育施設は改修や耐震補強を行っているが、全体的に老朽化が著しく、耐用年数を経過している施設もある。災害発生時には避難所としても使用されることから、建て替えや改修など対策工事を行う必要がある。【生涯学習課】 [再掲3-1]	○社会体育施設は災害発生時には避難所として利用することから、施設の建て替えや改修など施設整備を推進する。【生涯学習課】 [再掲3-1]
○学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。【教育総務課】 [再掲3-1]	○学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備を推進する。【教育総務課】 [再掲3-1]
○文化財建造物の安全性を高めるため、耐震対策を促進する必要がある。【文化交流課】	○文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行うとともに、耐震設計及び耐震対策工事、火災報知器の設置工事に対する助成を実施する。【文化交流課】

1. 直接死を最大限防ぐ

1-2 学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により消防本部及び消防団の災害対応能力を向上させる必要がある。【消防本部】

○災害現場での人命救助能力を高めるため、消防本部及び消防団の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備等を図る。【消防本部】

(関連個別事業)

【都市計画課】公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新にかかるコストの縮減や平準化を図る必要がある。

- ・亀岡公園長寿命化対策事業（R3～R12）
- ・崎方公園長寿命化対策事業（R3～R12）
- ・田助公園長寿命化対策事業（R3～R12）
- ・丸山公園長寿命化対策事業（R3～R12）
- ・さくらばば公園長寿命化対策事業（R3～R12）
- ・中瀬草原長寿命化対策事業（R3～R12）

【教育総務課】校舎大規模改造事業（R2～R3南部中学校）

【生涯学習課】社会体育施設整備事業（R4～R5南部屋内体育館整備事業）

【消防本部】消防施設の耐震化及び消防設備の計画的な整備促進

- ・高規格救急自動車整備事業（R3 生月救急車、R3 大島救急車、R4 田平救急車）
- ・消防ポンプ自動車整備事業（R3 本署タンク車、R3 本署ポンプ車、R4 田平タンク車、R4 生月 1分団ポンプ車）
- ・小型動力ポンプ付積載車整備事業（R2 平戸 3分団、R2 平戸 13分団、R3 平戸 9分団、R3 田平 1分団）
- ・消防出張所整備事業（R2 生月出張所）
- ・消防格納庫整備事業（R2 平戸 17、R3 平戸 4、R4 平戸 2）
- ・耐震性貯水槽整備事業（R2・3基、R3・4基、R4・4基）
- ・デジタル無線、通信指令台メンテナンス事業（R3 システム中間更新）

1. 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等が進められているが、広域的かつ大規模な津波災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、津波災害の予防計画及び災害応急対策計画、災害復旧計画の見直しを図るとともに、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【総務課、建設課、消防本部、水産課】

○各沿岸における高潮・高波に対する海岸堤防等の計画高までの整備を進める必要がある。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【水産課、建設課、農林課】

○現在作成しているハザードマップは作成から期間が経過していることから、現状に即したハザードマップを作成する必要がある。【総務課、建設課、水産課】

○津波からの避難を確実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に合わせた無電柱化を進める必要がある。【総務課、建設課、都市計画課】

○海岸堤防開口部においては、老朽化等により開閉不良の閉鎖扉もあり、確実な機能保全対策が必要である。【建設課、水産課、農林課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進する。【総務課、建設課、消防本部、水産課】

○平戸市が管理する海岸堤防等の計画高までの整備や老朽化対策を計画的に推進し、国や県事業による海岸堤防等の整備を関係機関と連携しながら促進する。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【水産課、建設課、農林課】

○最新の津波浸水想定区域図等を基に、ハザードマップを更新し、市民へ周知する。【総務課、建設課、水産課】

○津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備に合わせた市街地幹線道路の無電柱化を関係機関が連携して推進する。【総務課、建設課、都市計画課】

○平戸市が管理する海岸堤防開口部において、海岸堤防の老朽化点検を行い、開閉不良扉においては修繕や常時閉鎖型への改良を行う。また、県管理の海岸堤防開口部においても、老朽化点検や開口部の改良を促進する。【建設課、水産課、農林課】

(関連個別事業)

【建設課、水産課】・緊急物資等の海上輸送拠点となる港湾・漁港の耐震化：「長崎県・平戸市」
・海岸堤防等の開口部対策及び老朽化対策：「長崎県・平戸市」

【総務課】・生月地区デジタル同報系防災行政無線施設整備事業（R1～R2）
・防災行政無線管理運営事業
・総合ハザードマップ作成事業（R2）
・自主防災組織育成事業

1. 直接死を最大限防ぐ

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水エリアを浸水警戒区域の住民に対し周知する必要がある。なお、施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。【総務課、建設課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○市民の避難が確実に行えるよう、浸水エリアを浸水警戒区域の住民に対し周知する。また、平戸市が管理する河川の整備を計画的に進めるとともに、県管理施設の河道掘削、築堤、洪水調節施設の整備・機能強化及び排水ポンプや雨水貯留管等の排水施設の整備等を促進する。【総務課、建設課】

(関連個別事業)

【建設課】・準用河川「皿川」改修事業：「平戸市」

【総務課】・総合ハザードマップ作成事業（R2）

・自主防災組織育成事業

1. 直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○近年、これまでに経験したことのない集中豪雨が発生し、大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。平戸市は地形的に集落背後が急斜面となっている場所が多いため、人命を守るために対策を推進する必要がある。【建設課】

○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を多く抱える平戸市では、大規模土砂災害から人命を守るため、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と、土砂災害警戒区域等の危険箇所をハザードマップで周知するなどソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【総務課、建設課】

○山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・農業用ダムの耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備に当たっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【農林課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や市民への情報発信の強化を図る。【総務課、建設課】

○土砂災害警戒区域等の危険箇所を周知するためハザードマップを更新し、住民に対し災害時の避難について理解してもらえるよう、防災研修や避難訓練等を実施する。また、砂防事業、森林整備事業等のハード対策を促進する。【総務課、建設課、農林課】

○ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を行う。また、ため池ハザードマップの作成、周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。【総務課、農林課】 [再掲7-3]

○森林整備については、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。【農林課】 [再掲7-5]

○適切な経営や管理が行われていない森林について、経営管理権を設定し、経営に適した森林は林業経営者へ再委託するなど森林経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。【農林課】 [再掲7-5]

(関連個別事業)

【農林課】・農村地域防災減災事業 (R2~)

- ・市有林管理・緑化事業 (R2~)
- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 (R2~)
- ・森林経営管理事業 (R2~)

【建設課】防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

【総務課】・総合ハザードマップ作成事業 (R2)

- ・自主防災組織育成事業

1. 直接死を最大限防ぐ

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○防災通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。【総務課、消防本部】	○旅行者（外国人を含む。）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進するとともに、行政機関や消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。【総務課、消防本部】〔再掲 2-3〕
○土砂災害において住民に危険箇所を周知するとともに、避難行動の判断材料となる避難情報を確実に提供する必要がある。【総務課、建設課】	○土砂災害において住民に危険箇所を周知するとともに、避難行動の判断材料となる避難情報を確実に提供できるよう避難勧告等発令マニュアルに沿って適切に運用する。【総務課、建設課】
○情報収集・提供手段の整備を行うとともに、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、人材育成を行う必要がある。【総務課】	○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。【総務課】
○本市が被災した際に組織的、迅速に建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制が整っていない。【都市計画課】〔再掲8-6〕	○過去に経験した災害から得られた教訓（災害教訓）を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に活かす方策を推進する。【総務課】
	○大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぎ、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の判定活動の実施体制を確立するため、県と連携して関係団体との協定を締結している。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。【都市計画課】〔再掲 8-6〕

（関連個別事業）

【消防本部】 消防通信施設の計画的な整備

- ・デジタル無線、通信指令台メンテナンス事業（R3 システム中間更新）

【総務課】 生月地区デジタル同報系防災行政無線施設整備事業（R1～R2）

- ・防災行政無線管理運営事業
- ・総合ハザードマップ作成事業（R2）
- ・自主防災組織育成事業
- ・総合防災訓練開催事業

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○大規模自然災害が発生した場合は、食料や飲料水など生命に関わる事態が想定されることから、被災者への物資輸送ルートを確実に確保するため、関係機関と連携し、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【総務課、地域協働課、水産課、建設課】

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備について関係機関と連携強化を図る必要がある。【建設課】〔再掲6-4〕

○水道施設のうち、ほとんどの基幹管路が耐震性を有しておらず、法定耐用年数（40年）を超えることから、老朽化対策と合わせ耐震化を促進する必要がある。【水道局】

○耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えについて、学校等の関係機関と連携しつつ、老朽化対策と合わせ着実に推進する必要がある。【教育総務課】

○各家庭、避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する必要がある。【総務課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【総務課、地域協働課、水産課、建設課】〔再掲5-1、6-4、9-1〕

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、県及び建設業協会等との応急対策業務に関する協定内容を共有し連携を強化する。【建設課】〔再掲6-4〕

○水道施設の耐震化については、施設の耐震性能の把握とともに計画的な整備を行う。併せて、水道施設等の耐震化を促進するため、国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。【水道局】〔再掲6-2〕

○市立学校については、各市町村の耐震化状況を踏まえながら耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。【教育総務課】

○各家庭、避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。【総務課】

○「平戸市備蓄計画」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。【総務課】

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○民間物流施設の活用、協定の締結、B C Pの策定等により、市及び国、県、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況に合わせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【総務課、商工物産課】、
【福祉課】

○離島地区の消防等の防災機関職員及び消防団員の被災により、救出・救助等の災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。【消防本部】〔再掲3-1、9-1〕

○民間物流施設の活用、協定の締結、B C Pの策定等により、市、国、県、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況に合わせたプッシュ型支援、プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集、供給体制の構築と併せ、対応手順等の検討を進める。特に、離島において大規模災害が発生した場合に備え、計画的な備蓄を行う。【総務課、商工物産課、福祉課】

(関連個別事業)

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・（漁港関連道整備）一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○平成28年熊本地震においては、避難所運営マニュアルを作成していても十分に活用されていないことや避難者による自主運営への移行が困難な避難所が存在したため、避難所運営に多くの行政職員等が従事し、本来行うべき復旧業務に支障を来たした事例があった。余震の恐怖のみならず、家族の介護・介助やプライバシー確保に対する不安、ペット同伴の困難、自宅の防犯等を理由に車中やテントでの避難を選択した被災者も多かった。[【福祉課】](#)

○熊本地震では、車中避難者など指定外の場所に避難している人の把握が容易ではなく、結果として避難所外避難者に対する支援（食料等の物資の配布、保健医療サービス、正確な情報の伝達等）が行き届かないという問題が顕在化した。

個人によって車中避難に至った経緯は様々であり個別に対応が必要。（車が一番安全と判断、プライバシーの確保、乳幼児や障害をかかえた家族、ペットの存在など）

発災直後には、エコノミークラス症候群の患者が集中的に発生。[【福祉課】](#)

○避難所においては、男女別の更衣室や授乳スペースの設置など女性に配慮した避難所運営が必要。[【福祉課】](#)

○高齢者、障害者等の避難行動要支援者名簿は策定済みだが、個別支援計画の策定が進んでいない。[【福祉課】](#)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルに従い、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証する。[【福祉課】](#)

○避難所の運営について、次のとおり取り組む。

- ①警察、消防、保健所のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。
- ②指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。
- ③車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。
- ④避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高いSNS（公式TwitterやFacebook）を活用する。[【福祉課】](#)

○避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所設営・運営にあたっては、その点に配慮する。[【福祉課】](#)

○個別支援計画については、県内や全国の先進事例を参考にし、課題を整理したうえで、早急に着手し策定していく。また、災害福祉広域支援ネットワークを構築するため、県内の福祉保健関係団体と協定を締結する。[【福祉課】](#)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

○ペットと同行できる避難場所の確保や長期に渡る預かり希望者への対応が必要。また、仮設住宅への入居基準にペット同伴者への配慮が必要。【福祉課、都市計画課、市民課】

○国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、県で策定した「長崎県災害時動物救護対応ガイドライン」や「避難所等におけるペット受入れ対応マニュアル」に基づき対応を事前に検討する。併せて、災害時のペット診療相談体制について県獣医師会との連携を強化する。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発する。【福祉課、市民課】

(関連個別事業)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○平戸市は、地形的に山岳・丘陵が起伏し、平坦地が貧しく、各所に半島が突出し、大規模災害の脅威を有しているため、幹線道路や港湾施設の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を関係機関とともに推進していく必要がある。【建設課、水産課、都市計画課】

○孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間に就航している定期航路が利用する港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化及び老朽化対策を着実に推進する必要がある。【水産課】〔再掲9-1〕

○山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。【農林課】

○災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。【総務課、消防本部】

○広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあることから、食料備蓄の推進を行う必要がある。【総務課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○大規模災害時における物資輸送に欠かせない幹線道路について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、橋梁の耐震化・長寿命化や道路法面対策を推進する。また、高速交通ネットワーク構築のため西九州自動車道の早期完成や海上輸送の拠点港となる漁港・港湾の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化について関係機関と連携しながら推進する。【建設課、水産課、都市計画課】

○孤立集落が発生した場合、県防災ヘリコプターの出動を要請し、上空偵察により現状を把握し、必要に応じて物資搬送、孤立者搬送を行う。孤立集落が広域かつ多数で発生した場合は、県を通じて自衛隊等の協力を要請し、連携して対応する。【総務課】

○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、漁港・港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）を関係機関と連携しながら促進する。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲3-1、5-3、6-4、9-1〕

○山間地等における代替輸送路の情報収集に努める。【農林課】

○旅行者（外国人を含む。）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進するとともに、行政機関や消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。【総務課、消防本部】〔再掲1-6〕

○各家庭、避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、民間企業との協定締結など、応急用食料や生活物資等の調達のための取組みを推進する。【総務課】

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○職員や施設等の被災により、行政機能の大幅な低下を回避する必要がある。【総務課、消防本部】

○緊急時に迅速にかつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制作りが必要。【総務課、人事課】

○「平戸市業務継続計画」及び「平戸市災害時受援計画」を適切に運用し、行政機能の大幅な低下を回避する。【総務課、消防本部】

○緊急時に迅速かつ漏れなく対応するため、災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して情報発信する体制を構築する。【総務課、人事課】

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂の山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0% (R3) → 19.4% (R7) ※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7(道路延長L=350m)
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9(道路延長L=330m)
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14(道路延長L=700m)
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=100m)
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=320m)

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

老朽化対策による漁港施設の整備

- ・水産物供給基盤機能保全事業：宝亀漁港「平戸市」(H30～R1)・御崎漁港「平戸市」(R1～R2)・木ヶ津漁港「平戸市」(R2～R3)・中野漁港「平戸市」(R4～R5)・福良漁港「平戸市」(R5～R5)

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・(漁港関連道整備)一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業との連携を強化する必要がある。さらに、TEC-FORCEなど派遣隊の受け入れ体制を整えておく必要がある。【総務課、建設課、消防本部】

○災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【総務課、消防本部】

○地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【消防本部】

○南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力の向上を図る必要がある。【消防本部】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。また、自主防災組織の育成・強化に取り組む。【総務課、消防本部】

○関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。【総務課、消防本部、観光課】

○消防施設の耐震化等地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【消防本部】 [再掲 3-1、8-3]

○南海トラフ巨大地震等に備え、特に九州各県の緊急消防援助隊の連携強化及び災害対処能力向上のため、関係防災機関を交えた、具体的な被害想定に基づく合同訓練を計画的に実施する。【消防本部】

(関連個別事業)

【消防本部】 消防施設の耐震化及び消防設備の計画的な整備を促進

- ・高規格救急自動車整備事業 (R3 生月救急車、R3 大島救急車、R4 田平救急車)
- ・消防ポンプ自動車整備事業 (R3 本署タンク車、R3 本署ポンプ車、R4 田平タンク車、R4 生月 1分団ポンプ車)
- ・小型動力ポンプ付積載車整備事業 (R2 平戸 3分団、R2 平戸 13分団、R3 平戸 9分団、R3 田平 1分団)
- ・消防出張所整備事業 (R2 生月出張所)
- ・消防格納庫整備事業 (R2 平戸 17、R3 平戸 4、R4 平戸 2)
- ・耐震性貯水槽整備事業 (R2・3基、R3・4基、R4・4基)
- ・デジタル無線、通信指令台メンテナンス事業 (R3 システム中間更新)

【総務課】・自主防災組織育成事業

- ・総合防災訓練開催事業

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、道路や港湾施設の防災、震災対策や災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築や地震・津波・風水害対策等を関係機関と連携しながら推進する必要がある。【建設課、水産課】	○インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、幹線道路や物資輸送の拠点となる漁港・港湾施設の防災、震災対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道等の整備を関係機関と連携しながら促進する。【建設課、水産課】
○広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、県や関係機関と密に連絡を取り、応急処置や搬送体制の強化を図る必要がある。【健康ほけん課、病院局】	○被災時における大量の傷病者に対応するため、平戸市医師会及びJMA長崎との連携を強化し、関係機関が開催する災害医療従事者研修会等による災害医療従事者の医療技術の向上及び災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を図る。また、市立病院においては、長崎県自治体病院災害時における医療機関相互応援に関する協定に基づき県内の自治体病院へ応援要請を行う。【健康ほけん課・病院局】
○市立病院（市民病院・生月病院）はとともに救急告示病院であり、災害時においては、多数の患者を受け入れることが想定される。両病院ともに、施設の老朽化が進んでおり、施設の定期的な点検や修繕を行っているが、大規模改修の必要がある。【病院局】	○市民病院は、非常用電気設備等の建築設備の老朽化が著しいため計画的な改修を実施し、生月病院においても同様に老朽化が著しく大規模改修又は建替の検討を行う。【病院局】
○社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【福祉課、長寿介護課、こども未来課】	○大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。【福祉課、長寿介護課、こども未来課】
○大規模災害発生直後から救助、救急活動が迅速に行えるよう、緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等が必要である。【建設課、水産課、都市計画課】	○災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の整備を関係機関と連携しながら推進する。【建設課、水産課、都市計画課】
○離島航路を有する漁港において、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化が進んだものについては、対策工事が必要である。【水産課】〔再掲9-1〕	○離島航路を有するすべての漁港において、旅客船ふ頭の老朽化対策を関係機関と連携しながら推進する。【水産課】 〔再掲 9-1〕

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0%（R3）→19.4%（R7）※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7（道路延長L=350m）
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9（道路延長L=330m）
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14（道路延長L=700m）
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=100m）
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=320m）

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 平戸港改修事業「長崎県」

- 大島港改修事業「長崎県」

老朽化対策による漁港施設の整備

- 水産物供給基盤機能保全事業：宝亀漁港「平戸市」(H30～R1)・御崎漁港「平戸市」(R1～R2)・木ヶ津漁港「平戸市」(R2～R3)・中野漁港「平戸市」(R4～R5)・福良漁港「平戸市」(R5～R5)

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- (漁港関連道整備) 一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- 田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- 薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- 大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- 大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- 度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- 飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 被災地における感染症等の大規模な発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症や食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を県と連携して実施する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から連携して予防接種を促進し、県とともに、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築する必要がある。[【健康ほけん課、市民課】](#)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症、食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、県の災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や保健所との連携を密にする。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進し、県とともに、消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築を推進する。

[【健康ほけん課、市民課】](#)

(関連個別事業)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○行政機関等の機能不全は、災害対応及び復旧・復興に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【総務課】	○「平戸市業務継続計画」及び「平戸市災害時受援計画」を適切に運用し、業務継続体制を強化する。また、職員研修を実施しながら内容を周知するとともに、P D C Aサイクルを活用して隨時見直しを行う。【総務課】
○防災拠点となる公共施設及び消防施設の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【総務課、消防本部】	○「長崎県県北区域防災相互応援協定」や「三浦按針連携市による災害時の応援協定」を締結している関係自治体から大規模災害時に支援を受けられるよう、平時から交流及び情報交換を行い良好な関係を維持するとともに、南海トラフ巨大地震発生時に被害が予想される、臼杵市、伊東市及び横須賀市からの支援要請に対応できるよう体制を検討する。【総務課、文化交流課】
○消防施設の耐震化率については76.1%（R1）に留まっており、大規模災害発生時には、消防機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。【消防本部】〔再掲8-3〕	○防災拠点となる公共施設及び消防施設の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する。【総務課、消防本部】
○社会体育施設は改修や耐震補強を行っているが、全体的に老朽化が著しく、耐用年数を経過している施設もある。災害発生時には避難所としても使用されることから、建て替えや改修など対策工事を行う必要がある。【生涯学習課】〔再掲1-2〕	○消防施設の耐震化等地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【消防本部】〔再掲2-4、8-3〕
○学校施設等の避難所は、高齢者や障害者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。【教育総務課】〔再掲1-2〕	○社会体育施設は災害発生時には避難所として利用することから、施設の建て替えや改修など施設整備を推進する。【生涯学習課】〔再掲1-2〕
	○学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備を推進する。【教育総務課】〔再掲1-2〕

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○離島地区の消防等の防災機関職員及び消防団員の被災により、救出・救助等の災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。【消防本部】〔再掲2-1、9-1〕

○離島の支所や消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。【総務課、消防本部】

○半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。【消防本部】〔再掲9-1〕

○電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要があるが、非常用発電機等の整備は財政上の制約が大きい。【総務課、教育総務課、生涯学習課、消防本部】

○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、幹線道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、物資輸送の拠点港における漁港・港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。【建設課、水産課、都市計画課】

○都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化が必要である。【都市計画課】〔再掲1-2〕

○離島・半島において大規模災害が発生した場合に備え、各家庭や避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。【総務課】〔再掲3-1、9-1〕

○電源供給や通信回線等ライフラインの途絶に備え、庁舎等の耐災害性強化や通信手段の多層化を検討する。【総務課、消防本部】

○離島・半島において大規模災害が発生した場合に備え、各家庭や避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。【総務課】〔再掲3-1、9-1〕

○電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、発電機のレンタル会社との協定を締結するなど、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。【総務課、教育総務課、生涯学習課、消防本部】

○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、漁港・港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）を関係機関と連携しながら促進する。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲2-3、5-3、6-4、9-1〕

○自然災害の発生時や平常時において継続して都市公園内施設の安全性を確保するため、遊具施設、休養施設、管理施設、園路広場、修景施設、建築施設における健全度を向上させる。【都市計画課】〔再掲1-2〕

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0% (R3) → 19.4% (R7) ※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7(道路延長L=350m)
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9(道路延長L=330m)
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14(道路延長L=700m)
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=100m)
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=320m)

公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新にかかるコストの縮減や平準化を図る必要がある。

- ・亀岡公園長寿命化対策事業 (R3～R12)
- ・崎方公園長寿命化対策事業 (R3～R12)
- ・田助公園長寿命化対策事業 (R3～R12)
- ・丸山公園長寿命化対策事業 (R3～R12)
- ・さくらばば公園長寿命化対策事業 (R3～R12)
- ・中瀬草原長寿命化対策事業 (R3～R12)

【消防本部】消防施設の耐震化及び消防設備の計画的な整備を促進

- ・消防ポンプ自動車整備事業 (R4 生月 1分団ポンプ車)
- ・小型動力ポンプ付積載車整備事業 (R2 平戸 3分団、R2 平戸 13分団、R3 平戸 9分団、R3 田平 1分団)
- ・消防出張所整備事業 (R2 生月出張所)
- ・消防格納庫整備事業 (R2 平戸 17、R3 平戸 4、R4 平戸 2)
- ・耐震性貯水槽整備事業 (R2・3基、R3・4基、R4・4基)

【水産課】漁業地域の防災・減災対策

【総務課】生月地区デジタル同報系防災行政無線施設整備事業 (R1～R2)

- ・防災行政無線管理運営事業
- ・自主防災組織育成事業

【教育総務課】校舎大規模改造事業 (R2～R3南部中学校)

【生涯学習課】社会体育施設整備事業 (R4～R5南部屋内体育館整備事業)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>○通信や電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を推進する必要がある。【建設課、都市計画課】</p> <p>○民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【消防本部】</p>	<p>○情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を関係機関と連携しながら推進する。【建設課、都市計画課】</p> <p>○民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図るとともに、電力の遮断に備え太陽光発電装置、非常用発電機（大型発動発電機）、応急用電源車等の導入を視野に入れる等、消防の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を図る。【消防本部】</p>

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道 383 号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0% (R3) → 19.4% (R7) ※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7(道路延長L=350m)
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9(道路延長L=330m)
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14(道路延長L=700m)
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=100m)
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=320m)

【消防本部】消防通信施設の計画的な整備

- ・デジタル無線、通信指令台メンテナンス事業 (R3 システム中間更新)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備を促進する必要がある。【総務課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう防災行政無線の適切な運用・管理を行うとともにインターネット、SNS等の代替手段を整備する。【総務課】

(関連個別事業)

【総務課】・生月地区デジタル同報系防災行政無線施設整備事業 (R1～R2)
・防災行政無線管理運営事業

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>○大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への取組が必要である。【商工物産課】</p> <p>○離島の海上輸送拠点港におけるルートの耐災害性を高める取組が必要である。【建設課、水産課】</p> <p>○大規模災害後も経済活動が機能不全に陥らないよう、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲5-3〕</p>	<p>○大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP策定に加え、企業連携型BCPの策定への民間事業者における取組みが促進されるよう、関係団体等と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。【商工物産課】</p> <p>○物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【総務課、地域協働課、水産課、建設課】〔再掲2-1、6-4、9-1〕</p>
<p>(関連個別事業)</p>	

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）

- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下

- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0% (R3) → 19.4% (R7) ※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7(道路延長L=350m)
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9(道路延長L=330m)
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14(道路延長L=700m)
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=100m)
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降(道路延長L=320m)

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

老朽化対策による漁港施設の整備

- ・水産物供給基盤機能保全事業：宝亀漁港「平戸市」(H30～R1)・御崎漁港「平戸市」(R1～R2)・木ヶ津漁港「平戸市」(R2～R3)・中野漁港「平戸市」(R4～R5)・福良漁港「平戸市」(R5～R5)

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・（漁港関連道整備）一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○大規模災害発生後の燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路など輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けた対策が必要である。【建設課、都市計画課】

○工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【商工物産課】

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。【総務課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路など輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を推進する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携を強化する。【建設課】

○工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。【商工物産課】

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。【総務課】

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0%（R3）→19.4%（R7）※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7（道路延長L=350m）
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9（道路延長L=330m）
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14（道路延長L=700m）
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=100m）
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=320m）

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○大規模災害後も経済活動が機能不全に陥らないよう、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、漁港・港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等を着実に推進する必要がある。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲5-1〕

○幹線道路における斜面等の防災対策や、橋梁の耐震化、長寿命対策など、交通施設に関する耐震化対策、交通施設分断を防ぐ対策は進捗途上にあるため、国県道を含めそれらの対策を着実に推進する必要がある。【建設課】

○重要港湾における港湾のBCPは策定されていないため港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。【水産課】

○幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送モード毎の代替性の確保だけでなく、災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。【総務課】

○幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【地域協働課、建設課】

○島内の生活圏と港湾とを結ぶ幹線道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を関係機関と連携しながら進めていく必要がある。【建設課】〔再掲6-4〕

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、漁港・港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）を関係機関と連携しながら促進する。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲2-3、3-1、6-4、9-1〕

○港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を関係機関と連携しながら検討する。【水産課】

○非常時（幹線交通が分断する事態）を想定した需要管理対策（最低限必要な人流及び物流レベルの想定等）を検討する。【総務課】

○非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組み（代替ルートの整備・検討・普及・啓発、海上輸送ネットワークの確保のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。【地域協働課、建設課】

○離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災、耐震対策、漁港・港湾までのアクセス性の向上等）を促進する。【建設課】〔再掲6-4、9-1〕

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0%（R3）→19.4%（R7）※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7（道路延長L=350m）
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9（道路延長L=330m）
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14（道路延長L=700m）
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=100m）
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=320m）

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

- ・平戸港改修事業「長崎県」

- ・大島港改修事業「長崎県」

老朽化対策による漁港施設の整備

- ・水産物供給基盤機能保全事業：宝亀漁港「平戸市」(H30～R1)・御崎漁港「平戸市」(R1～R2)・木ヶ津漁港「平戸市」(R2～R3)・中野漁港「平戸市」(R4～R5)・福良漁港「平戸市」(R5～R5)

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・(漁港関連道整備)一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」

- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」

- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」

- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」

- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

【地域協働課】松浦鉄道施設整備事業 H30～R5

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4 食料等の安定供給の停滞

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○食料等の供給・確保に関する脆弱性の評価、食品産業事業者や施設管理者のB C P策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。【商工物産課、農林課、水産課】

○災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【商工物産課、農林課、水産課】

○農林水産業に係る生産基盤等については、基幹的農業水利施設の機能保全計画を策定した割合が4割（H29）等となっており、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けた取り組みを推進する必要がある。【農林課、水産課】

○川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、港湾・道路等、各々の災害対応力を強化するだけでなく、輸送モード相互の連結性を向上させる必要がある。【地域協働課、商工物産課、建設課、水産課】

○物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する必要がある。【商工物産課、建設課】

○避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域の形成を目指していく。【水産課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、地域防災計画の「食糧供給計画」及び「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、関係機関等と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給ができるよう体制を構築する。【商工物産課、農林課、水産課】

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。【農林課、水産課】

○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾等の老朽化・耐震対策等を関係機関と連携しながら推進する。【建設課、水産課】

○物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実現する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築するため、西九州自動車道の重点的な整備、国・県道の計画的な整備を関係機関と連携しながら推進する。【商工物産課、建設課】

○避難拠点や流通拠点となりうる漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い漁港漁村地域を形成する。【水産課】

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4 食料等の安定供給の停滞

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【農林課】農村地域防災減災事業（R2～）

【水産課】水産物の生産・流通機能を有する港の整備

老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

生産性の向上に資する漁港の整備

- ・水產生産基盤整備事業：新獅子漁港「平戸市」（H30～R5）

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4 食料等の安定供給の停滞

- ・漁港施設機能強化事業：早福漁港「平戸市」(H28～R4)・中野漁港「平戸市」(R1～R3)・志々伎浦漁港「平戸市」(R4～R5)
- ・漁村再生交付金事業：志々伎浦、船越、福良漁港「平戸市」(H24～R4)・古田漁港「平戸市」(R3～R4)
- ・漁港関連道整備事業：新獅子漁港「平戸市」(H24～R5)

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・(漁港関連道整備)一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-5 異常渇水等により用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化を図り、有効利用等の取組を推進する必要がある。【農林課】

○平戸市は、地形的に流域の保水能力が低いため渇水の影響を受けやすく、平成6年や平成19年に代表されるような長期に及ぶ生活用水の供給途絶が懸念される。【水道局】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等を強化するとともに、有効利用等の取組みを推進する。【農林課】

○長期に及ぶ渇水時に不足する水道水源等を確保するため、水資源関連施設の所有者に対し用水提供の要請ができるような仕組みを構築する。【水道局】

(関連個別事業)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

○エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【商工物産課】

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

○エネルギー供給源の多様化のため、「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に基づき、本市の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【商工物産課、農林課】

（関連個別事業）

【農林課】・木質バイオマスエネルギー導入事業（R1～R2）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○水道施設等の耐震化については、ほとんどの基幹管路が耐震性を有しておらず、老朽化対策と合わせて耐震化を促進する必要がある。【[水道局](#)】

○大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、広域的な応援体制を維持する必要がある。【[水道局](#)】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○水道施設の耐震化については、施設の耐震性能の把握とともに計画的な整備を行う。併せて、水道施設等の耐震化を促進するため、国庫補助の採択要件の緩和及び補助率引き上げ等の財政支援の拡充を国へ求めていく。【[水道局](#)】 [再掲 2-1]

○県及び各水道事業者との連携や人材の育成、ノウハウの強化等を推進するため、O J T (On the Job Training : 実務経験を積むことにより業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法)による若手技術者への技術継承と併せ、外部研修会への派遣等水道技術者育成に向けた取組みを行う。【[水道局](#)】

○大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するため、九州・山口 9 県災害時相互応援等の広域的な応援体制を維持する。【[水道局](#)】

(関連個別事業)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>○農業集落排水施設については、今後、事業廃止を検討しているが、それまでの間、施設の機能を維持していく必要があり、平成29年度に実施した機能診断調査の結果を基に適切な維持補修を図る必要がある。また、コミュニティ・プラントについても老朽化対策推進の必要がある。【市民課】</p>	<p>○農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの老朽化対策により施設を維持し、災害時の代替処理施設の確保及び運搬処理について、民間事業者との連携を図る。【市民課】</p>
<p>○施設の耐震化等の推進と併せて、災害時の代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【市民課】</p>	
<p>○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、設置・管理状況を把握するため、浄化槽台帳システムの導入を検討する必要がある。【市民課】</p>	<p>○老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進していく。また、浄化槽台帳システムの導入を検討し、設置・管理状況の把握を促進する。【市民課】</p>

(関連個別事業)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等により交通機能が遮断されないよう、緊急輸送機能を有している地域幹線道路の整備や強靭化、橋梁等の耐震化を図る必要がある。【建設課、水産課】

○離島・半島の緊急物資海上輸送拠点港における港湾施設の耐震化とともに航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。【建設課、水産課】

○島内の生活圏と港湾とを結ぶ幹線道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を関係機関と連携しながら進めていく必要がある。【建設課】〔再掲5-3〕

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備について関係機関と連携強化を図る必要がある。【建設課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、漁港・港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）を関係機関と連携しながら促進する。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲2-3、3-1、5-3、9-1〕

○物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開等の支援、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【総務課、地域協働課、水産課、建設課】〔再掲2-1、5-1、9-1〕

○離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災、耐震対策、漁港・港湾までのアクセス性の向上等）を促進する。【建設課】〔再掲5-3、9-1〕

○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、県及び建設業協会等との応急対策業務に関する協定内容を共有し連携を強化する。【建設課】〔再掲2-1〕

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂の山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壱部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・（漁港関連道整備）一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港的山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

【地域協働課】松浦鉄道施設整備事業 H30～R5

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に推進する必要がある。【総務課、消防本部】

○火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。【消防本部】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○災害現場における人命救助能力向上のため、消防隊の訓練練度向上を図るため訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。【消防本部】〔再掲 8-3〕

○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。【総務課、消防本部】〔再掲 1-1〕

○火災予防・被害軽減のための取組みを推進する。【消防本部】

(関連個別事業)

【消防本部】消防設備の計画的な整備促進

- ・高規格救急自動車整備事業（R3 生月救急車、R3 大島救急車、R4 田平救急車）
- ・消防ポンプ自動車整備事業（R3 本署タンク車、R3 本署ポンプ車、R4 田平タンク車、R4 生月1分団ポンプ車）
- ・小型動力ポンプ付積載車整備事業（R2 平戸3分団、R2 平戸13分団、R3 平戸9分団、R3 田平1分団）
- ・デジタル無線、通信指令台メンテナンス事業（R3 システム中間更新）

住宅防火対策及び防火対象物の火災予防対策並びに危険物施設の安全対策の推進

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。[【総務課、消防本部、都市計画課】](#)

○住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。
[【都市計画課】](#) [【再掲1-1、1-2】](#)

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」、「耐震改修計画作成」、「改修工事」への補助事業を推進する。[【都市計画課】](#) [【再掲 8-2】](#)

○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの見直し、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組みを推進する。また、他団体からの応援を円滑に受け入れるため受援体制の構築を推進する。[【総務課、消防本部】](#)
[【再掲 8-2、8-3】](#)

○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を県と連携して推進する。[【都市計画課】](#) [【再掲 1-1、1-2】](#)

(関連個別事業)

- 【総務課】・生月地区デジタル同報系防災行政無線施設整備事業 (R1～R2)
 - ・防災行政無線管理運営事業
 - ・総合防災訓練開催事業

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○大規模ため池については平成26年度までに一斉点検を完了したが、その中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震性点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。【農林課】

○農業用ダムの耐震化対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。【農林課】

○土砂災害防止、地すべり対策、重要施設の耐震化等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の災害等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、関係機関・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【総務課、建設課、農林課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○大規模ため池については平成 26 年度までに一斉点検を完了したが、その中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検を早急に実施するとともに、その結果に基づく対策を推進する。【農林課】

○ため池の耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を行う。また、ため池ハザードマップの作成、周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。【総務課、農林課】 [再掲1-5]

○想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあるため、関係機関・地域住民・施設管理者等が連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難出来る体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。【総務課、建設課、農林課】

(関連個別事業)

【農林課】・農村地域防災減災事業 (R2~)

【総務課】・総合ハザードマップ作成事業 (R2)

- ・自主防災組織育成事業
- ・総合防災訓練開催事業

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 有害物質の大規模拡散や流出

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、引き続き国、県など関係機関と連携して対応する必要がある。【市民課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国、県など関係機関と連携して対応する。【市民課】

(関連個別事業)

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【農林課】

○森林については、市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された森林の割合は67%（H30）であるが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂灾害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に發揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【農林課】

○森林の整備に当たっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【農林課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【農林課】

○山地災害のおそれがある箇所の調査結果の提供を県等から受けることにより、避難体制の整備等のソフト対策が図られるように連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。【農林課】

○森林が有する多面的機能を發揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティ等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸成活動等により、森林の整備・保全活動を推進する。【農林課】

○森林整備については、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。【農林課】

○適切な経営や管理が行われていない森林について、経営管理権を設定し、経営に適した森林は林業経営者へ再委託するなど森林経営の効率化と森林管理の適正化を促進する。【農林課】
〔再掲 1-5〕

(関連個別事業)

【農林課】・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（R2～）

- ・市有林管理・緑化事業（R2～）
- ・森林経営管理事業（R2～）

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-6 風評被害等による経済等への甚大な影響

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【総務課、観光課、商工物産課、農林課、水産課】

○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【商工物産課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○災害発生時に市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。【総務課、観光課、商工物産課、農林課、水産課】

○失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【商工物産課】

(関連個別事業)

【水産課】漁業地域の防災・減災対策

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。【市民課】	○災害廃棄物の発生量の推計に併せ、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を促進する。また、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づき国及び県に対し、助言を求めていく。【市民課】
○災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の見直しを促進する必要がある。【市民課】	○県と連携して、P C B やアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策が連動するよう災害廃棄物処理計画の適切な更新を行う。【市民課】
○災害廃棄物の他自治体及び県有地への受入協力に合わせ、貨物鉄道及び海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送について検討する必要がある。【市民課】	○災害廃棄物の広域処理に関する国、県及び他自治体の検討状況について、県と情報共有を図りながら、災害廃棄物輸送方策等について、災害廃棄物処理計画の適切な更新を行う。【市民課】

(関連個別事業)

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができない事態

（脆弱性の分析・評価、課題の検討）

○行政機関と建設関係団体との災害協定の締結を行っているが、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業協会等との連携強化が必要である。【建設課】

○建物倒壊等による道路の閉塞は、復旧作業や物流等の妨げにつながるため対策が必要。【都市計画課】

○大規模災害時に緊急輸送道路の早期確保のため、道路啓開を実施することが重要である。【建設課】

○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や災害時初動マニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。【総務課、消防本部】〔再掲8-3〕

（リスクへの対応方策の検討）（推進方針）

○地震・津波、土砂災害等の災害時に復旧・復興を担う建設業の担い手確保・育成や建設業協会等との情報共有及び連携を強化する。【建設課】

○地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を推進する。【都市計画課】〔再掲7-2〕

○大規模地震等が発生した際、幹線道路においては倒壊した家屋等のがれき、斜面等の崩壊、放置された車両により、円滑な救命・救護活動や緊急物資輸送が阻害される可能性があるため、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等について関係機関等との情報共有及び連携を強化する。【建設課】

○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの見直し、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組みを推進する。また、他団体からの応援を円滑に受け入れるため、受援体制の構築を推進する【総務課、消防本部】〔再掲7-2、8-3〕

（関連個別事業）

【総務課】・総合防災訓練開催事業

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○災害時の対応力を向上するために、自主防災組織等の地域コミュニティに対し防災・減災に対する意識の啓発を行う必要がある。【総務課】	○自主防災組織等の地域コミュニティに対し、防災教育及び訓練を実施し、防災・減災に対する知識を普及し、災害に強いまちづくりを推進する。【総務課】
○大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるためには、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくりを行う必要がある。【福祉課】	○大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。【福祉課】
○児童生徒が災害や防災について理解し、自らの命を守るための行動ができるように育てる必要がある。【学校教育課】	○学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。【学校教育課】
○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。また、職員の参集状況・初動対応状況の点検や災害時初動マニュアルの周知、見直し等について検証する必要がある。【総務課、消防本部】〔再掲8-2〕	○職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの見直し、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組みを推進する。また、他団体からの応援を円滑に受け入れるため受援体制の構築を推進する。【総務課、消防本部】〔再掲 7-2、8-2〕
○緊急消防援助隊の拡充や装備・資機材等の充実が一定程度図られてきているが、数十年から百数十年に一回程度の規模の災害発生に備え同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備を推進する必要がある。【消防本部】	○災害現場における人命救助能力向上のため、消防隊の訓練練度向上を図るため訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、新規整備・更新を推進する。【消防本部】〔再掲 7-1〕
○消防施設の耐震化率については76.1%（R1）に留まっており、大規模災害発生時には、消防機能が十分機能するよう、耐震化を推進する必要がある。【消防本部】〔再掲3-1〕	○消防施設の耐震化等地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【消防本部】〔再掲 2-4、3-1〕
○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【福祉課、長寿介護課、こども未来課】	○災害対策基本法に沿った要配慮者の避難支援対策の計画・支援体制づくりを推進する。【福祉課、長寿介護課】
	○施設や医療機関の管理者が行う、入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【福祉課、長寿介護課、こども未来課、健康ほけん課】

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(関連個別事業)

【消防本部】消防施設の耐震化及び消防設備の計画的な整備促進

- ・高規格救急自動車整備事業（R3 生月救急車、R3 大島救急車、R4 田平救急車）
- ・消防ポンプ自動車整備事業（R3 本署タンク車、R3 本署ポンプ車、R4 田平タンク車）
- ・消防出張所整備事業（R2 生月出張所）
- ・消防格納庫整備事業（R2 平戸 17、R3 平戸 4、R4 平戸 2）
- ・耐震性貯水槽整備事業（R2・3基、R3・4基、R4・4基）

【総務課】・自主防災組織育成事業

- ・総合防災訓練開催事業

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
○緊急輸送道路上の橋梁や道路斜面等の要対策箇所の対策に期間を要している。【建設課】	○交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・鉄道・港湾・海岸・震災対策、緊急輸送道路の無電柱化等）、交通施設を守る周辺対策（水害・治水・治山・海岸・砂防等の対策）を関係機関と連携しながら促進する。【地域協働課、建設課、水産課、農林課、都市計画課】
○施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【総務課、建設課】	○港湾、鉄道等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成支援により耐震化を関係機関と連携して推進する。【総務課、建設課、水産課、都市計画課】〔再掲 1-1〕
○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は11.6%（H30末）にとどまっており、調査等の更なる推進を図る必要がある。【建設課】	○迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の円滑な実施に向け、引き続き地籍調査を推進する。【建設課】

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壹部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面對策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面對策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路舗装及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

地籍調査の実施

- ・大久保町、木引町、宝亀町、深川町、津吉町

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・（漁港関連道整備）一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

【地域協働課】松浦鉄道施設整備事業 H30～R5

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【建設課、水産課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策や、被害軽減に資する流域減災対策を促進する。【建設課、水産課】

(関連個別事業)

【水産課】漁業地域の防災・減災対策

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-6 住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)	(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)
<p>○本市が被災した際に組織的、迅速に建物や土地の危険度判定に取り掛かれる体制が整っていない。【都市計画課】 【再掲1-6】</p>	<p>○大規模地震等による建築物及び宅地の被災状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぎ、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の判定活動の実施体制を確立するため、県と連携して関係団体との協定を締結している。なお、判定の結果は、その後の罹災証明及び被災度区分の基礎資料となるため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。 【都市計画課】 【再掲 1-6】</p>
<p>○仮設住宅用地となりうる候補地を選定しているが、すぐに建設可能な土地かの確認が必要。 【都市計画課】</p>	<p>○災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地の検討を行い、仮設住宅用地の確保に努める。【都市計画課】</p>
<p>○熊本地震では、被害認定調査に必要な建築分野の専門性を有する人材が不足し、被災市町村や熊本県はもとより、応援側の九州・山口各県もマンパワー確保に苦慮した。【税務課】</p>	<p>○罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書交付までの業務に精通した人材について、国の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。【税務課】</p>

(関連個別事業)

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

○離島内で道路の寸断により孤立集落が発生した場合は資材・装備・人員が乏しい地域もあり、復旧への時間がかかり長期的に孤立化する恐れがあるため、対応方策を検討する必要がある。【建設課】

○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。港湾・漁港においては、防災拠点港を選定し耐震強化岸壁を整備しており、引き続き陸上輸送の寸断に備えた防災拠点港の耐震化を推進する必要がある。【総務課、地域協働課、水産課、建設課】

○孤立離島の発生の抑制と長期化を回避するため、本土離島間に就航している定期航路を利用する港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化及び老朽化対策を着実に推進する必要がある。【水産課】〔再掲2-3〕

○離島・半島の緊急物資海上輸送拠点港における港湾施設の耐震化とともに航路開拓計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組が必要であり、それらの取組を推進する必要がある。【水産課】

○離島の港湾・漁港施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。【水産課】

○島内の生活圏と港湾とを結ぶ幹線道路の防災、震災対策、アクセス性向上等を進めているが、進捗が途上であること、島内で大規模の災害が発生した場合に現状の施策では、十分に対応出来ないおそれがある等の課題がある。【建設課】

(リスクへの対応方策の検討) (推進方針)

○離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災、耐震対策、漁港・港湾までのアクセス性の向上等）を促進する。【建設課】〔再掲5-3、6-4〕

○物資輸送ルートを確実に確保するため、陸上輸送の寸断に備え、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備を着実に推進するとともに、道路の防災・耐震対策、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築、市有車両の活用、民有車両の借上げ、定期旅客航路の予備船等の借上げ、建設業協会との災害支援協定に基づく航路開拓等の支援、国に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【総務課、地域協働課、水産課、建設課】〔再掲2-1、5-1、6-4〕

○行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のため西九州自動車道の重点的な整備、漁港・港湾施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）を関係機関と連携しながら促進する。【建設課、水産課、都市計画課】〔再掲2-3、3-1、5-3、6-4〕

○離島の港湾・漁港施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を関係機関と連携しながら検討する。【水産課】

○離島における交通施設の災害対応力を強化するための対策（道路の防災、耐震対策、漁港・港湾までのアクセス性の向上等）を促進する。【建設課】〔再掲5-3、6-4〕

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

○半島地域は交通不便地にあり、物流・交通ネットワークとしては、陸上交通施設が主となっている。このため、半島地域においては、地形的要因もあり広域的かつ大規模の災害が発生した場合の対応方策を検討する必要がある。【建設課】

○離島地区的消防等の防災機関職員及び消防団員の被災により、救出・救助等の災害応急対策を行う要員に欠員が生じるおそれがあり、またその欠員を補う支援要員が到着するまでに相当の時間を要する。【消防本部】〔再掲2-1、3-1〕

○離島地区的消防等防災機関は、大規模災害の発生に際し、災害応急対策の拠点や被災住民の一時的な避難場所となるが、電気・水道・通信回線等のライフラインが供給途絶するおそれがある。【消防本部】

○半島においても、沿岸部を通る国道・県道等が地震・津波によって、また山間部を通る国道・県道等が地震・土砂災害によって破壊され孤立するおそれがある。更に、道路の損壊状況によっては、支援要員の到着に時間を要する。【消防本部】〔再掲3-1〕

○離島航路を有する漁港において、岸壁や防波堤等の点検を行い、老朽化が進んだものについては、対策工事が必要である。【水産課】〔再掲2-5〕

○離島において災害廃棄物の島内処理が困難となる場合に備えて、本土への災害廃棄物輸送について検討する必要がある。【市民課】

○半島における交通施設の災害対応力を強化するため、幹線道路である国道・県道の整備を促進し、さらには、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、道路構造物の老朽化・耐震対策等や既存の国県道の強靭化を促進する。【建設課】

○離島・半島において大規模災害が発生した場合に備え、各家庭や避難所等における食料・燃料等の備蓄量の確保を促進する。【総務課】〔再掲3-1〕

○電源供給や通信回線等ライフラインの途絶に備え、庁舎等の耐災害性強化や通信手段の多層化を検討する。【消防本部】〔再掲3-1〕

○半島における交通施設の災害対応力を強化するため、幹線道路である国道・県道の整備を促進し、さらには、災害時の半島地域における孤立集落を防ぐため、防災機能策の向上として、道路構造物の老朽化・耐震対策等や既存の国県道の強靭化を促進する。【建設課】

○離島航路を有するすべての漁港において、旅客船ふ頭の老朽化対策を関係機関と連携しながら推進する。【水産課】
〔再掲2-5〕

○災害廃棄物の広域処理に関する国、県及び他自治体の検討状況について、県と情報共有を図りながら、海上輸送の大量輸送特性を活かした離島から本土への災害廃棄物輸送方策等について、災害廃棄物処理計画の適切な更新を行う。【市民課】

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

(関連個別事業)

【建設課】幹線道路の整備「高規格道路、国道、県道」

- ・西九州自動車道整備（松浦佐々道路）：「国土交通省」
- ・一般国道383号（草積拡幅）、一般国道383号（宝亀）、一般国道383号（水垂～中野大久保）、一般国道204号（小手田）：「長崎県」
- ・主要地方道平戸田平線（田平工区）、主要地方道平戸田平線（向月工区）：「長崎県」、主要地方道平戸田平線（平戸工区）：長崎県
- ・一般県道以善田平港線（坊田工区）、一般県道大根坂的山線：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（道路拡幅）：「長崎県」

幹線道路の整備「市道」※指標：市道改良率42.5%「H28」→45%「R9」

- ・補助事業「国土交通省所管・内閣府所管」：市道山中・紐差線（山中工区・大越工区）、市道釜田線、市道神宮坂口線、市道北部海岸線
- ・過疎債事業：市道山中・紐差線（舗装）、市道御館線、市道荻田水尻線、市道緑ヶ岡線、市道大垣線、市道壹部中央線、市道紐差線、市道明の川内線、市道以善中央線、市道旧田原崎二号線、市道杉山線、市道坂口線、市道緑ヶ岡二号線、市道官方線、市道後平梅崎線（梅崎工区）、市道堂の元線、市道山田中央線、市道神船線（津吉工区）
- ・辺地債事業：市道深月線、市道生向線、市道石原線、市道長崎鼻線

道路法面等の整備

- ・主要地方道平戸田平線道路災害防除事業（野子町～春日町）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線（法面対策）：「長崎県」
- ・市道山中・紐差線ほか（法面対策）、市道堤線（トンネル補修）、市内全域の道路橋梁及び橋梁（点検、補修）：「平戸市」

防災対策

- ・長崎北圏域総合流域防災事業：「長崎県」
- ・木ヶ津（小田）地区急傾斜地崩壊対策事業：「平戸市」

幹線道路の無電柱化「国道・県道」

- ・一般国道383号（重要区間）：「長崎県」
- ・一般県道田ノ浦平戸港線：「長崎県」

【都市計画課】都市計画道路（市道）の無電柱化率 0%（R3）→19.4%（R7）※全体道路延長L=1,800m R7まで完成延長L=350m

- ・市道土肥町線電線共同溝事業 R3～R7（道路延長L=350m）
- ・市道臨港線電線共同溝事業 R3～R9（道路延長L=330m）
- ・市道亀岡新町線電線共同溝事業 R8～R14（道路延長L=700m）
- ・市道亀岡上町線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=100m）
- ・市道平戸・志々伎線電線共同溝事業 R12以降（道路延長L=320m）

【消防本部】消防設備の計画的な整備促進

- ・消防ポンプ自動車整備事業（R4 生月1分団ポンプ車）
- ・小型動力ポンプ付積載車整備事業（R2平戸3分団、R2平戸13分団、R3平戸9分団、R3田平1分団）

9. 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

9-1 離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

【水産課】老朽化対策による港湾施設の整備

- ・江迎港改修事業「長崎県」
- ・田平港改修事業「長崎県」
- ・川内港改修事業「長崎県」
- ・平戸港改修事業「長崎県」
- ・大島港改修事業「長崎県」

避難道路が1本のみであるため、迂回路整備

- ・(漁港関連道整備)一般県道田ノ浦平戸港線→大久保地区建設海岸→市道田原崎線（道路延長L=2,000m）「長崎県」「平戸市」

避難拠点港として大型船等が接岸できる岸壁の整備

- ・田助漁港（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=130m）「長崎県」
- ・薄香湾漁港薄香地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の護岸整備（L=173m）「長崎県」
- ・大島港の山、神浦地区（港湾）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・大根坂漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」
- ・度島漁港本村地区（2種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「長崎県」
- ・飯盛漁港（1種）道路寸断時の避難拠点港の耐震対策「平戸市」

策定 令和2年9月
作成 平戸市
編集 平戸市総務部総務課危機管理班
〒859-5192
平戸市岩の上町 1508 番地3
TEL : 0950-22-4111
FAX : 0950-22-5178